

合併協定書

藤岡市・鬼石町

藤岡市及び多野郡鬼石町（以下「両市町」という。）は、両市町の合併に関し、事前に確認すべき内容について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づく藤岡市・鬼石町合併協議会における協議結果を基本とし、以下のとおり協定する。

1 合併の方式

合併の方式は、多野郡鬼石町の全区域を藤岡市に編入する編入合併とする。

なお、これまでの両市町のまちづくりの歩みを尊重し、対等な立場での合併協議を行うものとする。

2 合併の期日

合併の期日は、平成18年1月1日とする。

3 新市の名称

新市の名称は、「藤岡市」とする。

4 新市の事務所の位置

- (1) 新市の事務所の位置は、藤岡市中栗須327番地（現藤岡市役所）とする。
- (2) 合併前の鬼石町の事務所については、総合支所とする。
- (3) 本庁、総合支所の具体的内容については、組織及び機構に関する事項の中で調整、協議を行うものとする。

5 議会議員の任期及び定数の取扱い

- (1) 鬼石町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第2号の規定を適用し、藤岡市の議会の議員の残任期間に限り、藤岡市の議会の議員として引き続き在任する。
在任特例適用期間中の議員の報酬額については、現行の藤岡市議会議員と鬼石町議会議員、それぞれの報酬額とする。
- (2) 新市の議会議員の定数は、合併後、最初に行われる一般選挙から法定上限数の30人以内とし、同規模自治体を参考に定数を定める。
ただし、合併後最初に行われる一般選挙時に定数特例の適用はしない。

6 農業委員会委員の任期及び定数の取扱い

鬼石町の農業委員会は、藤岡市の農業委員会に統合する。

- (1) 鬼石町の農業委員会の選挙による委員である者のうち、あらかじめ互選する6人の委員は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第2号の規定を適用し、藤岡市農業委員会の委員の残任期間まで、引き続き在任する。

- (2) 新市の農業委員会の委員の定数及び選挙区については、合併時に制定する。

在任特例適用期間後の選挙による委員の定数については、21人とするものとする。

選挙区については現行のとおりとし、第2選挙区に鬼石町の区域を加えるものとする。ただし、各選挙区の定数については、平成17年3月の選挙人名簿登録者数を基準にして定める。

7 地方税の取扱い

- (1) 両市町で差異のない税制度については、現行のとおりとする。
- (2) 両市町で差異のある税制度については、次のとおりとする。

法人住民税均等割の税率は、藤岡市の例により合併時に統合する。

法人住民税法人税割の税率は、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定に基づき、不均一課税を実施する。合併が行われた年度及びその翌年度は現行のとおりとし、平成19年度から藤岡市の制度に統一する。

入湯税の軽減措置については、藤岡市の例により合併時に統合する。

都市計画税については、現行のとおりとする。

個人住民税の納期については、相違があるため、藤岡市の例により、合併後に統合する。

8 一般職の職員の身分の取扱い

- (1) 鬼石町の一般職の職員は、すべて藤岡市の職員として引き継ぐものとする。
- (2) 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- (3) 職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し、統一を図るものとする。
- (4) 鬼石町の職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、藤岡市の職員と不均衡が生じないように、公正に取り扱うものとする。

9 地域審議会の取扱い

市町村の合併の特例に関する法律第5条の4の規定に基づく地域審議会を合併前の鬼石町の区域に設置する。

なお、地域審議会の組織及び運営に関して必要な事項については、別紙「地域審議会の設置に関する協議」のとおり定めるものとする。

10 財産の取扱い

- (1) 財産（財産区を除く）の取扱い

鬼石町の所有する財産及び債務は、すべて藤岡市に引き継ぐものとする。

- (2) 財産（財産区）の取扱い

鬼石町三波川財産区は、現行のとおり存続する。

財産区が所有する財産は、財産区有財産として、藤岡市に引き継ぐものとする。

1 1 特別職の身分の取扱い

(1) 鬼石町の常勤の特別職の職員（三役及び教育長）は、合併により町の法人格が消滅するため失職する。

(2) 鬼石町の非常勤の特別職の職員については、合併により町の法人格が消滅するため失職する。

ただし、新市においての各種事務事業の効果的な運営や住民福祉向上の観点から検討し、それぞれの職の必要性があるものについては、調整を行うものとする。

1 2 土地利用の取扱い

(1) 都市計画区域、市街化区域・市街化調整区域、用途地域の土地利用の取扱いについては、土地利用規制の急激な変化を避けるため、現行制度のまま新市に引き継ぐものとする。

ただし、平成21年度を目標に土地利用の方針を決定するものとする。

(2) 都市計画マスタープランについては、既存の都市計画マスタープランを基調として調整を図り、新市において策定する。

なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぐものとする。

(3) 農業振興地域整備計画については、現在、両市町がそれぞれ策定している現計画を融合させたものを暫定的に活用するものとし、各地域における農業特性、社会情勢等を勘案し、将来を見据えた持続性豊かな農業振興を目指し、合併後5年を目途に新計画を策定する。

1 3 条例、規則等の取扱い

条例、規則等については、藤岡市の条例、規則等を適用する。

ただし、各種事務事業等の調整内容を踏まえ、条例、規則等の新規制定、全部改正、一部改正等を行うものとする。

1 4 事務組織及び機構の取扱い

(1) 新市の事務組織及び機構は部制とし、次の調整方針に基づき調整する。

新市の組織は、住民サービスが低下しないように十分配慮する。

住民にわかりやすく、利用しやすい組織・機構

住民の声を適正に反映できる組織・機構

簡素で効率的な組織・機構

両市町の現庁舎は、合併時より、藤岡市の庁舎を本庁舎に、鬼石町の庁舎を総合支所とする。

(2) 公共施設は、各施設の特徴や必要性を慎重に検討したうえで、合併時ま

たは合併後に存続、統合、廃止する。

1 5 一部事務組合の取扱い

一部事務組合の取扱いについては、住民生活に支障が生じないように関係団体と協議し、合併時まで調整する。基本的には次のとおり取り扱うものとする。

鬼石町が加入している一部事務組合については、合併の日の前日をもって脱退する。

多野郡町村会館管理組合については、鬼石町は合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に参加する。

1 6 使用料、手数料の取扱い

(1) 両市町で差異のない使用料及び手数料については、原則として現行のとおりとする。

(2) 両市町で差異のある使用料及び手数料については、受益者負担の公平性の観点から、可能な限り合併時に統一するよう調整する。

ただし、金額の差が顕著であるものまたは施設規模自体や料金設定の経緯が違ふことから、単に統一を図ることが困難なものは、必要に応じて緩和措置等を講じるものとする。

1 7 公共的団体等の取扱い

公共的団体等の取扱いについては、各団体の意向、経緯、実情等を尊重しながら、次の方針を基に調整する。

(1) 新市での速やかな一体性を確保するため、両市町で同一または類似している団体で、統一した方が良い団体は、できる限り早期に統合または再編できるよう調整に努める。

なお、統一に時間を要する団体は、将来の統一に向けて検討が進められるよう調整する。

(2) 国、県等の指導に基づき設置された団体については、関係機関の助言、指導等を基に、そのあり方について協議していくものとする。

(3) 各市町独自の目的を持った団体は、原則として現行のとおりとする。

1 8 附属機関等の取扱い

(1) 法令により設置しなければならない附属機関及び両市町に設置されている同種の附属機関等については、原則として藤岡市の附属機関等に統合するものとする。

(2) 鬼石町に設置されている附属機関等で、引き続き必要性のあるものについては、新市の附属機関として設置する。

(3) 委員数、任期、報酬等は現行の制度を基に調整する。

なお、委員の構成については、地区割等を考慮し選任するものとする。

1 9 補助金、交付金等の取扱い

補助金、交付金等の取扱いについては、従来からの経緯、実情等に配慮しつつ、公共的必要性、有効性、公平性の観点から検討し、次の方針を基に調整する。

- (1) 両市町で同一または類似している団体に対する補助金等については、関係団体の意向を尊重しつつ、新市での速やかな一体性の確保の観点から検討し、できる限り早期に統一するように調整する。
- (2) 両市町で独自の団体に対する補助金等については、関係団体の意向を尊重しつつ検討し、新市全体での均衡を保つように調整する。
- (3) 両市町で同一または同種の事業に対する補助金制度等については、制度を統一するように調整する。
- (4) 両市町において独自で実施している事業に対する補助制度等については、従来からの経緯及び実績を配慮し、新市での均衡を保つように調整する。
- (5) 社会情勢等の変化により補助等の必要性がなくなったため、整理廃止できる補助制度等については、廃止するよう調整する。
- (6) 差異の著しい補助金、交付金等で調整が困難なものについては、当分の間、現行のとおりとする。なお、適正な補助のあり方等について検討し、新市において統一できるように調整する。

2 0 行政連絡機構の取扱い

行政事務の基盤となる行政区については、その必要性から現行のとおりとする。ただし、平成22年度を目途に逐次見直しを行う。

区長会については、既存団体の実情を尊重し、新市の速やかな一体性を確立するため合併時に統合する。

2 1 町・字の区域及び名称の取扱い

町・字の区域については、現行のとおりとする。

町・字の名称については、藤岡市は現行のとおりとし、鬼石町については現行の大字名から「大字」の表記を削除した名称に変更する。

2 2 慣行の取扱い

- (1) 市の紋章、市民憲章、市の花・木・歌については、藤岡市の制度に統一する。
ただし、鬼石町の花・木を追加する。
- (2) 各種宣言については、藤岡市の制度に統一する。
- (3) 表彰制度については、藤岡市の制度に統一する。

2 3 国民健康保険事業の取扱い

- (1) 国民健康保険税の税率及び納期については、合併が行われた年度は現行

のとおりとし、翌年度に藤岡市の制度に統一する。

- (2) 保険給付事業（療養の給付、各手当、一時金・葬祭費・高額医療費）については、両市町に相違がないため、現行のとおりとする。
- (3) 健康づくり事業の人間ドック助成については、合併翌年度に再編し統一する。また、無受診世帯の表彰については、合併時に廃止するものとする。

2.4 介護保険事業の取扱い

- (1) 介護保険事業計画については、平成18年度からの5年間の次期計画を、新市において策定する。
- (2) 第1号被保険者の介護保険料については、合併が行われた年度は現行のとおりとし、平成18年度からの保険料は、上記計画に基づき新市において定める。
普通徴収の納期については、合併が行われた年度は現行のとおりとし、翌年度に藤岡市の例により統合する。
- (3) 保険給付の内容については、両市町に相違がないため、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- (4) 鬼石町の介護保険事業所については、住民福祉向上の観点から新市に引き継ぎ運営する。
なお、本事業所の公設民営化についても検討し、調整するものとする。

2.5 消防団の取扱い

- (1) 鬼石町消防団を合併時に藤岡市消防団に統合する。
- (2) 鬼石町の分団構成については、合併時までに4分団（各分団員15名～25名）に再編する。ただし、合併後3年以内に各分団員数を藤岡市の例により統一するものとする。
団員報酬については、藤岡市消防団の報酬を基本とする。
- (3) 消防、防災関係施設及び機械器具等は、現行のとおり新市に引き継ぐ。施設整備計画については、合併時に策定する。
- (4) 消防団の運営交付金については、合併時に策定する。
- (5) 消防団員の服制については、合併時に藤岡市の制度に統一する。

2.6 各種事務事業の取扱い

- (1) 姉妹都市等交流事業関係の取扱い
姉妹都市・友好都市については、藤岡市の制度に統合する。
国際交流事業については、藤岡市の制度に統合する。
- (2) 広報広聴関係の取扱い
広報事業については、合併時に藤岡市の制度に統合する。
広聴事業については、合併時に藤岡市の制度に統合する。

ホームページについては、合併時に藤岡市の制度に統合する。

(3) 電算システム関係の取扱い

電算システムについては、藤岡市の電算システムに統合する。

なお、住民サービスの低下を招かないようシステムの統一を図り、合併時に正常に稼働できるように調整するものとする。

(4) 交通関係の取扱い

バス交通の路線及び運行形態は、現行のとおりとする。

交通安全教室（保育園、幼稚園、小学校、高齢者等）、各四季の交通安全運動（朝の広報活動、街頭指導等）、道路反射鏡の設置・管理、交通安全施設の点検等については、藤岡市の制度に統一する。

(5) 防災関係の取扱い

防災会議については、藤岡市の例により合併時に統合する。

地域防災計画については、藤岡市の計画を基に新市において策定する。

防災相互応援協定等の応援体制については、合併時に再編する。

防災用品の備蓄については、両市町で差異があるため、整備計画により、均一化を図り、再編整備する。

防災訓練については、藤岡市の例により合併時に統合する。

(6) 窓口業務関係の取扱い

窓口業務については、住民サービス向上の観点から本庁、総合支所の業務内容に沿った、より充実したシステムの構築を図り、合併時に再編するものとする。

(7) 環境対策事業関係の取扱い

環境基本条例等については、合併後、藤岡市の条例を基に見直しを行う。

環境基本計画については、合併後、藤岡市の基本計画を基に見直しを行う。

ただし、新計画が策定されるまでは、藤岡市の現計画を引き続き運用するものとする。

環境審議会については、合併後、藤岡市の制度に統一する。

河川水質調査については、現行のとおり実施する。

し尿処理については、両市町とも同一施設で処理しているため、現行のとおりとする。

し尿処理手数料については、合併時に、藤岡市の制度に統一する。

(8) ごみ・収集運搬業務関係の取扱い

ごみ処理施設は、当分の間、現行の施設を使用する。

ごみの収集方法、収集区域は、当面、現行のとおりとする。
ごみの分別は、当分の間は、現行のとおりとし、平成20年度を目途に藤岡市の制度に統一する。
ごみ袋は、合併時に、藤岡市の制度に統一する。
ただし、鬼石町のごみ固形燃料化施設の稼働期間は、布占用袋を使用する。
ごみ処理手数料は、合併時に、藤岡市の制度に統一する。
ごみ資源集団回収補助金制度は、合併時に、藤岡市の制度に統一する。

(9) 健康づくり関係の取扱い

健康づくり関係の取扱いについては、次の方針を基に調整する。
国民健康保険鬼石町病院事業については、地域医療の中核を担っており住民生活にとって重要な事業であるため、現行のとおり新市に引き継ぎ実施する。
各種検診・相談等の健康づくり事業については、次のとおり調整する。
ア 両市町において同様の制度で実施しているものは、現行のとおり実施する。
イ 両市町において同様に実施しているが、制度等に差異があり調整を要するものは、住民サービスに低下を招かないことを原則として、新市において速やかに再編または統合するものとする。
ウ 各市町で独自に実施している事業については、当面は現行のとおりとするが、財源等を十分に検討したうえで、新市において再編または統合するものとする。
救急医療等への対応については、現行のとおりとする。

(10) 高齢者福祉関係の取扱い

高齢者福祉関係の取扱いについては、次の方針を基に調整する。
国または県等が定める制度については、その要綱に準拠するとともに、現行の実施方法を基に調整し、新市においても引き続き実施する。
両市町で同一または同種の事業については、基本的には現状のサービスを低下させないように検討し、制度の統一化に向けて調整する。
両市町が独自に実施している制度または事業については、従来からの経緯及び実績等に配慮するとともに、事業効果及び健全財政の観点から検討し、新市において一体性が確保できるよう制度の統一化に向けて調整する。

(11) 障害者福祉関係の取扱い

障害者福祉関係の取扱いについては、次の方針を基に調整する。
国または県等が定める制度については、その要綱に準拠するとともに、現行の実施方法を基に調整し、新市においても引き続き実施する。
両市町で同一または同種の事業については、基本的には現状のサービス

を低下させないように検討し、制度の統一化に向けて調整する。

両市町が独自に実施している制度または事業については、従来からの経緯及び実績等に配慮するとともに、事業効果及び健全財政の観点から検討し、新市において一体性が確保できるよう制度の統一化に向けて調整する。

(12) 児童福祉関係の取扱い

学童保育所の運営方法及び保育料については、各施設の運営形態や環境が異なっており、それぞれの独自性を保つため、現行のとおりとする。

児童館については、藤岡市の例により合併時に統合する。

児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当については、法定受託事務であるため、現行のとおりとする。

交通遺児等手当については、交通遺児の健全な育成を図るために効果的な制度であると考えられるため、藤岡市の例により合併時に統合する。

(13) 保育事業関係の取扱い

保育所については、各園の独自性を保ち、より良い保育を目指すため、現行のとおりとする。

保育園の保育料については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度より藤岡市の例にならい統一する。

保育園第3子保育料無料化・軽減化については、少子化対策政策の一環として効果のある制度と考えるので、合併後に再編する。

一時保育利用料及び休日保育利用料については、藤岡市の例により合併後に統一する。

保育事業の補助金については、藤岡市の例により統合する。

(14) その他の福祉事業関係の取扱い

福祉医療の資格要件については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度に再編する。

生活保護関係の取扱いについては、国の制度に基づき実施するものとし、実施方法等については藤岡市の制度にならい施行する。

災害弔慰金及び災害援護資金貸付については、合併時に藤岡市の制度に統合する。

また、罹災見舞金については、合併時に再編するものとする。

戦没者追悼式及び社会福祉大会については、従来からの経緯等に配慮しつつ、実施方法等を検討し、新市において再編する。

男女共同参画関係の取扱いについては、合併後に藤岡市の例にならい統合し、男女共同参画社会の実現を図るため事業の推進に努める。

チャイルドシート貸出事業については、合併時に藤岡市の制度に統合する。

(15) 商工観光関係の取扱い

中小企業制度融資については、原則として合併時に藤岡市の制度に統一するものとする。

鬼石町で独自に実施している商業活性化資金については、鬼石町の例にならない施行する。

まつり、イベント等については、それぞれ地域性や伝統ある事業のため、合併時は現行のとおりとする。

ただし、合併後、まつりやイベントのあり方を総合的に検討、調整するものとする。

観光協会については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。

なお、物産協会については、合併時に藤岡市の制度に統一する。

勤労者への制度融資については、合併時に藤岡市の制度に統一する。

消費生活センター及び消費者相談については、合併時に藤岡市の制度に統一する。

市町営駐車場については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

(16) 農林水産関係の取扱い

米の生産調整については、「多野藤岡水田農業ビジョン」及び「産地づくり計画書」により現行のとおりとする。

農業農村整備事業及び林業事業の国・県補助事業及び継続事業については、新市においても引き続き実施する。

農林業振興に関する各種計画については、新市において策定する。

(17) 建設事業関係の取扱い

一般市町道の管理及び整備については、路線表示の一元化を図り、整備基準については、新市において統一した基準を策定する。

また、道路愛護運動については、現行のとおり存続する。

藤岡市で実施している道路後退用地整備事業については、現行制度のとおり新市においても実施する。

宅地開発指導については、合併時に開発指導要綱を整備し、新市においても実施する。

両市町の公園及び維持管理については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。また、藤岡市で実施している「ふれあい広場整備事業」については、新市においても実施する。

建築確認事務に関することは、限定特定行政庁である藤岡市の制度を鬼石町区域において適用するものとする。

住宅施策の計画として、公営住宅ストック総合計画を新市において策定する。

市町営住宅の家賃及び入居申込者の資格は、現行のとおりとする。

(18) 上下水道事業関係の取扱い

水道事業関係の取扱いについては、次のとおりとする。

ア 事業認可については、合併時に鬼石町水道事業を廃止し、藤岡市水道事業へ統合する。

イ 上水道事業計画については、合併時に藤岡市水道事業へ統合する。施設整備計画については、新市において新たな整備計画を策定する。

ウ 水道料金（上水道、市町営簡易水道・小水道）については、合併時に藤岡市の制度に統合する。

ただし、鬼石町区域における上水道料金は、平成21年3月までの間、緩和措置を講ずる。

エ 水道加入金については、藤岡市の例により合併時に統合する。

オ 検針、水質検査、料金徴収方法については、藤岡市の例により合併時に統合する。

カ 浄水場の管理については、新市において策定する。

下水道事業関係については、現行のとおりとする。

(19) 学校教育関係の取扱い

幼稚園、小学校及び中学校施設については、施設の老朽化が進んでいる状況から施設整備を図る。

学校区については、現行のとおりとする。

幼稚園については、藤岡市の制度に統一する。

英語指導助手事業については、藤岡市の制度に統一する。

中学校海外派遣事業については、藤岡市の制度に統一する。

給食調理場施設については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度より藤岡市の施設に統合する。

ただし、給食の対象者については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度より藤岡市の例にならい施行する。

(20) 社会教育関係の取扱い

図書館の施設及び管理運営方法については、現行のとおりとする。

公民館事業については、現行のとおりとする。

生涯学習講座や社会教育講座等については、合併時に整理し、再編する。

成人式については、藤岡市の例にならい一会場で実施する。

各種スポーツ教室については、合併時に藤岡市の制度に統一する。

各種スポーツ大会については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度に統一する。

学校開放については、平成21年度より新制度に統一する。

なお、鬼石町の校庭開放については、合併時に藤岡市の例により実施する。

文化財保護事業については、合併時に藤岡市の制度に統一する。

(21) 人権対策関係の取扱い

人権対策関係（啓発事業・推進委員会・集会所事業）については、藤岡市の制度に統一する。

各種相談業務については、事業内容の相違や未実施の相談事業もあるため、各相談事業の高度化・多様化が図れるように調整し、合併時に再編する。

(22) その他事業関係の取扱い

選挙関係事務については、基本的には藤岡市の制度に統一するものとするが、投票区等については次のとおりとする。

ア 投票区については、現行のとおりとするが、必要に応じて新市において見直しを行う。

イ 開票区は、1開票所とする。

ウ 期日前投票所については、総合支所に設置する方向で調整する。

指定金融機関及び収納代理金融機関については、合併時に藤岡市の例にならない施行する。

行政区拠点施設（公会堂・コミュニティセンター等）の取扱いについては、次のとおりとする。

ア 施設建設費補助制度については、藤岡市の制度に統一する。

イ 鬼石町で実施している施設維持管理費補助については、合併時に廃止する。

ウ 鬼石町のコミュニティセンター用地の借地料負担については、地元負担とする。ただし、平成19年度までは現行のとおりとし、平成20年度は2分の1負担とする。平成21年度以降は公費負担を廃止する。

入札及び契約関係制度については、藤岡市の制度に統一する。

なお、鬼石町において入札参加資格登録してあったものについては、新市での登録等について必要な配慮を行うものとする。

小水道補助事業については、藤岡市の制度に統一する。ただし、給水人口30人以下の水質検査補助率を改定するものとする。

2.7 新市建設計画に関すること

新市建設計画は、別添の「藤岡市・鬼石町合併協議会新市建設計画」に定めるところによるものとする。

別紙

地域審議会の設置に関する協議

(趣旨)

第1条 この協議は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づき、合併前の鬼石町の区域に地域審議会を設置することとし、同条第2項の規定に基づき、その組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定に基づき、次のとおり地域審議会を置く。

名 称	設 置 区 域
藤岡市鬼石地域審議会	合併前の多野郡鬼石町の区域

(設置期間)

第3条 地域審議会の設置期間は、合併の日から平成28年3月31日までとする。

(所掌事務)

第4条 地域審議会は、第2条に掲げる設置区域に係る次の各号の事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

- (1) 新市建設計画の変更に関する事項
- (2) 新市建設計画の執行状況に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 地域審議会は、必要と認める事項について審議し、市長に対し意見を述べることができる。

(組織)

第5条 地域審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、当該区域に住所を有する者で次の各号に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公募により選任された者（3人以内）
- (2) 学識経験を有する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期及び失職)

第6条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げないものとする。

3 委員は、当該区域に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

(会長及び副会長)

第7条 地域審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は委員の中から互選する。

3 会長は会務を総理し、地域審議会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 8 条 地域審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、最初の会議は、市長が招集する。

2 委員の 4 分の 1 以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長は会議を招集しなければならない。

3 会議は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議長は、会長が務めるものとする。

5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

7 会議は、原則として公開とする。ただし、議長が必要と認める場合は、地域審議会に諮ったうえで公開しないことができる。

(庶務)

第 9 条 地域審議会の庶務は、合併前の鬼石町の区域の振興を担当する部局において処理するものとする。

(補則)

第 10 条 この協議に定めるもののほか、地域審議会の運営に関し必要な事項は、会長が地域審議会に諮り定める。

附 則

この協議は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、署名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成16年11月25日

藤岡市長

鬼石町長

立会人

藤岡市議会議長

鬼石町議会議長